

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術の施設基準

《院内掲示をする手術件数》

・区分1に分類される手術 手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0 件
イ	黄斑下手術等	0 件
ウ	鼓室形成手術等	0 件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	件

・区分2に分類される手術 手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	0 件
イ	水頭症手術等	0 件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ	尿道形成手術等	0 件
オ	角膜移植術	件
カ	肝切除術等	0 件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件

・区分3に分類される手術 手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0 件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	件
エ	母指化手術等	0 件
オ	内反足手術等	0 件
カ	食道切除再建術等	0 件

・区分4に分類される手術の件数 9 件

・その他の区分に分類される手術 手術の件数

人工関節置換術	3 件
乳児外科施設基準対象手術	件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	件
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	件
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	件

{2024年1月1日から12月31日までの手術件数}